

犯罪被害者等支援 メニュー リスト

東温市

目 次

(東温市) の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援		
(1) 高額療養費の支給	1
【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	
(3) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	1
(4) 介護保険料の減免、納付	1
(5) 自立支援医療の負担軽減	1
(6) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	1
(7) 国民年金の支給 【障がい基礎年金】	1
(8) 子育てに係る負担の軽減	1
【出産】 ●助産制度	
(9) 【育児】 ●児童扶養手当	1
(10) 【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	1
(11) 【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	1
(12) 【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	2
(13) 【修学】 ●修学費用等の貸付け	2
(14) 【修学】 ●就学費用の援助	2

(15) 市税等の減免、納付	2
(16) 犯罪被害者等支援金	2
(17)生活保護	2
(18)市営住宅への入居	2
(19) 上下水道料金の減免、納付	2
(20) 母子生活支援施設への入所	2
(21)就業の支援	2
(22)商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	2
(23)多重債務に関する相談	2

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

(1) 精神保健福祉	3
(2) 子育ての悩み	3
(3) D V 相談	3
(4) 障がい者虐待	3
(5) 高齢者虐待	3
(6)身体の障がい	3
(7) 住所情報の保護	3

支援メニューリスト（東温市）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている府内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	社会福祉課　社会福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
---	--

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	窓口課　国民健康保険係、医療年金係 (市役所1階) TEL 089-964-4471
2	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	窓口課　国民健康保険係、医療年金係 (市役所1階) TEL 089-964-4471
3	後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	窓口課　医療年金係 (市役所1階) TEL 089-964-4471
4	介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	長寿介護課　介護徴収係 (市役所1階) TEL 089-964-4408
5	自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	社会福祉課　障がい福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
6	国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなれた方に生計を支えられていた配偶者やこどもがいるときに支給します。	窓口課　医療年金係 (市役所1階) TEL 089-964-4471
7	国民年金の支給 【障がい基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。	窓口課　医療年金係 (市役所1階) TEL 089-964-4471
8	子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊娠婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊娠婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	保育幼稚園課　こども家庭センター係 (市総合保健福祉センター3階) TEL 089-964-4450
9	【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	社会福祉課　児童福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
10	【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	保育幼稚園課　幼児教育・保育係 (市役所4階) TEL 089-964-4484
11	【保育】 ●一時保育（一時預かり）	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。	保育幼稚園課　幼児教育・保育係 (市役所4階) TEL 089-964-4484

12	【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。（本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。）	社会福祉課 児童福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
13	【修学】 ●修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付けを行います。	社会福祉課 児童福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
14	【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課 学事係 (市役所4階) TEL 089-964-4420
15	市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 市民税係、資産税係、収納管理係 (市役所1階) TEL 089-964-4403
16	犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負わされた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付しています。	社会福祉課 社会福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
17	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	社会福祉課 保護係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
18	市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	都市整備課 建築住宅係 (市役所2階) TEL 089-964-4412
19	上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	上下水道課 料金係 (市役所2階) TEL 089-964-4416
20	母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	社会福祉課 児童福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
21	就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	社会福祉課 児童福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
22	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	総務課 広報広聴・男女共同参画係 (市役所3階) TEL 089-964-4400
23	多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	総務課 広報広聴・男女共同参画係 (市役所3階) TEL 089-964-4400

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	精神保健福祉	精神保健及び精神障がい者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
2	子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	保育幼稚園課 こども家庭センター係 (市総合保健福祉センター3階) TEL 089-964-4450
3	D V相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	社会福祉課 児童福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
4	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
5	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	長寿介護課 高齢福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4408
6	身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 089-964-4406
7	住所情報の保護	D Vやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるD V等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	窓口課 窓口サービス係 (市役所1階) TEL 089-964-4404